

答弁書第一四号

内閣参質一四七第一四号

平成十二年三月十七日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員照屋寛徳君提出在沖米軍基地における実弾射撃演習に起因する山火事に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出在沖米軍基地における実弾射撃演習に起因する山火事に関する再質

問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条1に基づき我が国がアメリカ合衆国に提供している施設及び区域のうち沖縄県に所在する演習場（以下「在沖米軍演習場」という。）において、アメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）が陸上での実弾射撃訓練を実施する場合には、その七日前までに那覇防衛施設局長に使用する演習場の名称、訓練期間等を通告することになっており、那覇防衛施設局は、この通告があった場合、沖縄県及び関係市町村に対し、通告内容を通知している。

二について

在沖米軍演習場で山火事が発生した場合には、当該演習場を管理する米軍から那覇防衛施設局に通報がなされ、那覇防衛施設局から沖縄県、関係市町村及び所轄の警察署に対して当該山火事の情報を連絡することとしている。

また、その消火活動については、米軍がその責任において行うこととされているが、必要に応じて、米軍が所轄の消防署に対して連絡しているところである。

三について

在沖米軍演習場において、御指摘の期間に米軍の訓練等により発生した山火事による損失を補償した実績は別表のとおりである。

なお、これらはすべて土地所有者が被った立木竹の焼失に係る損失補償である。

四及び五について

先の答弁書の内容と沖縄県が那覇防衛施設局からの連絡を受けて整理したとしているものとの相違の原因については、那覇防衛施設局と沖縄県との情報交換が必ずしも十分ではなかったこともその一因ではないかと考えられるが、那覇防衛施設局において沖縄県への連絡についての記録が残されていないため、確たることを申し上げることはできない。

なお、米軍の求めに応じ、政治的な判断で延焼面積を少なくしたという事実はない。

別表

1 北部訓練場

発 生 年 月 日	補 償 対 象 者 数	損 失 補 償 額
平成四年十月二十六日	一名	二万二、三八円
平成四年十月二十八日	一名	三万八、七二五円
平成八年三月六日	一名	六二万二、〇〇〇円

2 キャンプ・シュワブ

発 生 年 月 日	補 償 対 象 者 数	損 失 補 償 額
昭和六十二年十月八日	一名	一万八、九〇〇円
平成六年十一月三日	一名	四、八五二円

3 キャンプ・ハンセン

発 生 年 月 日	補 償 対 象 者 数	損 失 補 償 額
昭和五十一年十一月三十日	一名	一二万二、〇〇〇円

昭和五十五年十月二十九日	七名	九二八万三、〇〇〇円
昭和五十六年一月十二日	一名	一万九、〇〇〇円
昭和五十六年五月二十日	一名	一万一、二五〇円
昭和五十六年八月七日	一名	五五〇円
昭和五十六年九月九日	一名	三、二〇〇円
昭和五十六年十月十一日	二名	一万七、〇〇〇円
昭和五十八年十一月五日	一名	二、四〇〇円
昭和五十八年十二月六日	一名	二万一、〇〇〇円
昭和六十年八月一日	一名	三万六、〇〇〇円
昭和六十二年三月十三日	一名	四七一円
昭和六十二年七月二十三日	一名	六八三円
昭和六十二年九月二十八日	一名	一、二四〇円
昭和六十三年六月二十九日	一名	三八〇円

昭和六十三年七月十四日	一名	二、四九〇円
昭和六十三年十月十一日	一名	一万一、〇〇〇円
昭和六十三年十月二十九日	七名	三四万三、六三〇円
平成元年二月十五日	一名	二万五、七四〇円
平成元年六月三十日	一名	五、七五〇円
平成元年九月十五日	一名	八、一九〇円
平成元年十月六日	一名	一万四、六二〇円
平成元年十一月二十日	一名	三、二三〇円
平成元年十一月二十九日	一名	四万九、九三〇円
平成二年三月七日	一名	七二円
平成二年三月十四日	一名	一万六、三九五円
平成二年十二月三日	一名	九、五六九円
平成三年一月十六日	一名	二四一円

平成三年六月三日	一名	三、六四〇円
平成三年十月二十二日	一名	六、九三二円
平成四年十月十三日	一名	一万二、七〇三円
平成五年二月十五日	三名	六、〇〇二円
平成五年四月二十二日	一名	一万二、六八九円
平成五年六月三日	一名	九、二二三円
平成五年八月二十四日	一名	三、二八五円
平成五年八月二十九日	一名	一万四、七七二円
平成五年十月二十日	一名	八、三四四円
平成六年八月三十日	一名	一万〇、八〇七円
平成六年十一月二日	二名	一〇万一、八六七円
平成八年七月十一日	一名	二六万五、〇〇〇円
平成九年三月十三日	一名	五二万九、〇〇〇円

平成九年七月三日	一名	一万二、〇〇〇円
平成九年九月十八日	一名	三万五、〇〇〇円
平成十年九月十八日	一名	五万一、〇〇〇円